

「宮城県男女共同参画基本計画（第5次）中間案」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

令和8年3月25日

○意見提出手続（パブリックコメント）の結果概要

- ・実施期間：令和7年10月31日から令和7年12月1日まで
- ・意見等：2人の方から16件の御意見等をいただきました。

No.	項目	御意見・御提案の内容（要旨）	宮城県の考え方
1	全体	<p>・ 創作物を作る際にこの計画が表現の自由を侵害しないかとても心配です。アンコンシャス・バイアスとありますが、それが表現物にまで適用することがないような文章を記載することを求めます。また、思想および良心の自由表現の自由や親の教育権に最大限配慮する趣旨を記載することを求めます。</p>	●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。
		<p>・ 性別役割分担意識を押し付けるような創作物があったとしてもそのような創作物を手に入れることが制限されるべきというニュアンスと捉えられないような補足文言を記載することを求めます。</p>	●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。
		<p>・ 男女共同参画という概念に対してはさらに上位に置かれなくてはならない理念（平等、基本的人権など）が存在し、それらと調和し、ほかの権利と競合する場合には、合理的かつ平等な解決を促すものでなくてはならず、一方的に男女共同参画社会の実現のみが重視されることが無いような案にすることを強く求めます。</p>	●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。
2	第3章 男女共同参画の推進に関する施策 1 社会全体における男女共同参画の実現－アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けて－	<p>・ P14 女性の管理職の割合が上昇しているにもかかわらず、男女が平等だと思いう数値が減少していることは重大な問題と考える。男女共同参画事業の効果が認識されていないか、効果の範囲が限定的すぎるのではないか。宮城県でも調査すべきであり、計画に含めるべき。</p>	●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。
		<p>・ P15（3）男性が不平等と思っていることも調査、解消すべき。社会は男女両性で成り立っているため、女性側だけに問題が生じていることはなく、平等に取り組むべき。</p>	●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。
		<p>・ P15（6）アウティングの問題もあるだろうが、必要な情報は周囲と共有していかないと齟齬が生まれる。周囲の理解のもとで適切な対応がとられるようにすすめるべき。</p>	●性別や性的指向、性自認等に関する情報共有については、それぞれの場で配慮されるよう理解の促進に努めて参ります。

「宮城県男女共同参画基本計画（第5次）中間案」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

No.	項目	御意見・御提案の内容（要旨）	宮城県の考え方
2	第3章 男女共同参画の推進に関する施策 1 社会全体における男女共同参画の実現－アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消に向けて－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P15 ダイバーシティの一環で、やさしい日本語を広めていると思うが、「アンコンシャス・バイアス」など専門用語を並べるのではなく、わかりやすい日本語にして欲しい。</li> <li>・P16 女性は必ずしも管理職になりたいかわからない。とくにワークライフバランスを重視したものを考えるなら、産後の育児や健康も考え、働くことをセーブしたくなるだろう。目標値を追うだけになっていないか調査すべき。</li> <li>・P17（5）若い女性の貧困も深刻だが、若い男性も同じように支援するべき。</li> <li>・P18（7）性別に関わる差別に関する施策なら、それに特化したものだとわかりやすく記載すべき。性同一性障害はもう性別不合と名称を変更したので「旧・性同一性障害」とするか「性別不合」にするべきでは。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●わかりにくい専門用語は、最初に記載の箇所で説明しており（P1 アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み））、2回目以降は省略しております。</li> <li>●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</li> <li>●貧困の問題については「女性や若い世代」と表現しており、若い男性も包含しております。</li> <li>●P18（最終案P17）「（7）相談体制の整備・強化」については、性別に関わるものに特化している施策ではなく、広く捉えるものと考えております。「性別不合」に係る表記はご指摘のとおりで、こちらについてはP15他での表記に統一いたします。</li> </ul>
3	第3章 男女共同参画の推進に関する施策 2 様々な働く場における男女共同参画の実現－女性が生き生きと活躍するために－	<ul style="list-style-type: none"> <li>・P19 ゴールド認定よりも、くるみん認定企業を推進してしていくほうが女性が働く安心の目安となると考える。</li> <li>・P20 ハラスメント改善や女性管理職を促すよりも、女性の正規雇用と賃金上昇を改善するような施策をするべき。</li> <li>・P21（4）リスクリングは必要なことだが、育休を利用してリスクリングを促す記事を見たことがあり、母親が資格がとれたことを称賛するような発信があったことは非常に問題。そもそも育児休暇は、育児に専念するものである。できる人がやればいいが、みんなができる事として拡散することは育児をするものにとって大きな負担となってしまう。また、育休制度を目的外で利用してはいけないと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「女性のチカラを活かすゴールド認証企業数」の指標につきましては引き続き推進して参りますが、「くるみん」などの国の認定の取得についても推進して参ります。</li> <li>●ハラスメント対策・女性管理職促進と、女性の正規雇用促進・賃金上昇につきましては、両面で取り組んで参ります。</li> <li>●御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>

「宮城県男女共同参画基本計画（第5次）中間案」に対する意見提出手続（パブリックコメント）の結果と御意見・御提言に対する宮城県の考え方

No.	項目	御意見・御提案の内容（要旨）	宮城県の考え方
4	第3章 男女共同参画の推進に関する施策 4 学校教育における男女共同参画の実現 -共生と自立を目指して-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P25（5）いじめは「性別、性的指向や性自認等」に限らず発生するので、「性別、障害、人種、出身国などの違い等」にするべき。</li> <li>・ P25（1）学校教育においての人権教育等の講習は、保護者の理解のもと行うべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● P25（最終案P26）（5）で記載している「いじめ」に関する記述については、その趣旨がわかりにくいものであったため、前提に「性別や性的指向、性自認等に対して」の文言を挿入させていただきました。</li> <li>● 御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただくとともに関係課へ伝えます。</li> </ul>
5	第3章 男女共同参画の推進に関する施策 5 地域における男女共同参画の実現 -多様な主体が互いに支え合う社会-	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ P27 NPOとの協力体制もいいが、本来自治体が担うべきものだと考える。また、特定の団体が連携事業を独占しないようにすべき。また、NPOはプロではなく、専門家や企業との連携を推進していくべきと考える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 御意見の趣旨は、今後の参考とさせていただきます。</li> </ul>